

2026(令和8)年度

# 事業計画書

2026(令和8年)年4月1日から  
2027(令和9年)年3月31日まで

公益社団法人日本エクステリア建設業協会

## 2026年度事業計画書

### 【はじめに】

#### 会長挨拶

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たちを取り巻く社会環境は、人口減少や人材不足、そしてデジタル化の加速など、大きな転換期を迎えております。エクステリアの業界においても、持続可能な地域社会の実現や安全・安心な住環境の整備といった社会的使命を果たすべく、不断の努力が求められております。

本年度は「ガバナンスの強化推進」「外国人技能者の育成就労」「支部活動の活性化」を重点課題として掲げ、各事業を推進してまいります。特に資格制度の充実や CCUS への対応強化を通じて、業界全体のレベルアップを図るとともに、会員相互のネットワークを一層強化いたします。

また、公益法人としての使命を自覚し、コンプライアンスの徹底と財務基盤の安定を図りながら、より透明性の高い運営を目指してまいります。

会員の皆様、関係機関の皆様におかれましては、エクステリア業界の地位向上にむけた協会活動に対し、今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人日本エクステリア建設業協会

会長 安光 洋一

### 【事業ごとの計画】

## ① I 安全施工技術普及事業

### (1) 資格付与事業

#### ① エクステリアプランナー（1級・2級）

CCUS(建設キャリアアップシステム)能力評価基準レベル3・2に必要な資格の一つであることを媒体等通じて強調し、受験者の増強に努める。

今年度の試験日程 1級:2026年11月7日(土) 2級:2026年11月21日(土)

いずれも、株式会社建築資料研究社日建学院様の協力のもと、全国30ヵ所程度の会場にて実施する。

② 建築コンクリートブロック工事士

CCUS(建設キャリアアップシステム)能力評価基準レベル2に必要な資格の一つであることを強調し、受験者の増強に努める。

今年度は、試験を年2回以上開催する。

③ ブロック塀診断士

WEB・対面の方式を混ぜながら、試験を年4回以上開催する。

国土保全のために、ブロック塀診断士の資格保有者増強を図る。

④ 登録エクステリア基幹技能者

ホームページや SNS を活用し、資格取得案内のチラシを作成・掲載することにより受験者の増員を図る。

CCUS(建設キャリアアップシステム)能力評価基準レベル4に必要な資格の一つであることを媒体等通じて強調し、受験者の増強に努める。

CCUS レベル3の協会が付与する資格保有者に向けた資格更新時の案内に受験案内を同封する等、受験資格がありながら未だ受験していない技能者に喚起する。試験【2日間】を年間2回以上開催する。

⑤ CCUS「建設技能者の能力評価制度」に基づく、エクステリア技能者の能力評価

公共工事や育成就労において必須となる、CCUS 事業者登録を促進し、所属する技能者の保有資格登録を推進することで、技能者個々のレベルアップを図り、エクステリアの地位向上につなげる。

令和11年3月を期限とする、就業日数履歴の特例を広く伝えることで、1人でも多くのエクステリア技能者獲得に向けた啓発活動を継続して行う。

⑥ CCUS「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度」に基づく、エクステリア工事企業のレベル付与

エクステリア専門工事会社の施工能力を評価し、その結果を国土交通省および協会ホームページ上で公開することにより、施主様が安心して施工会社を選択できるシステム作りに寄与する。

## ⑦ 育成就労制度における「エクステリア施工」主たる技能への追加

令和9年4月1日(育成就労法の施行日)に向け、新規資格付与事業として「エクステリア施工」育成就労評価試験の追加申請を開始した。

建設業に入職した全ての外国人技能者は、既に CCUS への登録が義務付けられており、3年間の就労後には CCUS レベル2資格を取得するための試験を受験することができる。

協会では試験実施団体として、国土交通省に申請、同時に新規の公益事業追加を内閣府に事前相談し許可を得た。(国土交通省の承認後、令和9年4月1日施行後、就業1年目と3年目の技能者を対象とした試験実施を毎年6か月に1回以上行うことが義務付けられる。)

## (2) 規格作成事業(調査・資料収集)

・エクステリア施工の安全性を高めるための協議会である「エクステリア施工品質協議会」を、今期も継続開催する。

協議会メンバー： 川上 勝弥 委員長

一般社団法人日本エクステリア工業会

一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会

公益社団法人日本エクステリア建設業協会

・令和7年度エクステリア施工品質協議会の成果物である「エクステリア施工ハンドブック(フェンス付きブロック塀編)」を印刷物として作成し、広く頒布する。

・地盤調査と推奨基準の策定に向けたワーキンググループを立上げ、協議を開始する。

## (3) 講習事業(講座、セミナー、育成)

① 協会が資格付与する試験について、事前講習を実施する。

各資格の質を担保するための講習会として位置づけており、資格取得のための条件としている。

- ・「登録エクステリア基幹技能者」事前講習
- ・「ブロック塀診断士」事前講習
- ・「建築コンクリートブロック工事士」事前講習
- ・「エクステリアプランナー(1級・2級)」事前講習 \*日建学院が実施

②「ブロック塀診断士研修会」を実施する。

ブロック塀診断士の資格保有者が、実務を行うための研修会を開催。  
現場状況を再現しながら、参加者が実践力を身につけられるようにする。  
年2回以上開催する。

③「エクステリア技能者講習」を実施する。

エクステリア技能者を対象にした「エクステリア技能者講習」では、現場で必要となる知識、技能・技術の習得を具体的内容とした講習会を行い、リカレント教育を通じて、技能の維持継続と向上を目指す。

「職長・安全衛生責任者教育」 年1回以上開催する。

「エクステリア技能者講習」 年1回以上開催する。

#### (4) 無料診断・相談会事業(相談・助言)

- ① ブロック塀診断士による防災週間および防災月間等での無料相談の実施。
  - ・9月および3月：建築物防災週間を核に無料相談を実施する。
  - ・地域で開催されるイベント会場内にて無料相談の開催を実施する。  
令和8年度は栃木県支部・長野県支部・広島県支部での開催が計画予定されている。(支部活動)
- ② 通学路・避難路を中心にブロック塀の安全性に係る診断について、地方自治体と支部会員各社のブロック塀診断士資格保有者が連携して対応する。
- ③ エクステリア施工に関する相談(随時)の実施。  
ホームページ上で相談対応可能と開示している会員企業の協力により、施主からのエクステリアに関する電話及びメールでの相談に無料対応している。

対応者は、地域に即した情報を持つ、ブロック塀診断士および建防協の講習受講者である。

※ブロック塀診断士の資格保有者は、(一財)日本建築防災協会が実施する「既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習」の受講が可能であり、受講後に修了書が交付される。この講習を修了すると、診断義務付け対象のブロック塀等の耐震診断に係る資格者として国土交通大臣の認定を得ることになる。

(診断義務付け対象例:避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等、通学路に面したブロック塀等)

- ④ 11月28日(いいにわ)の「エクステリアの日」に合わせて、支部単位で行政と連携し、対応をしていきます。

## ⑧ Ⅱ 法人運営

### 【主な日程】

月	日	曜	主 な 事 業	備 考
4	1	水	令和8年度(2026年度) 事業開始	
	16	木	EXG2026(会長 テープカット)	千葉県 幕張メッセ
	17	金	EXG2026	
5	7	木	監 査 会	本部 事務局 13:00～
	13	水	第32回 理事会 (決算承認)	WEB 15:00～17:00
6	10	水	第 14回定時社員総会・臨時理事会・講演会・懇親会	東京都 四ツ谷「プラザエフ」
	30	火	内閣府 報告書提出期限	令和 7 年度事業報告
8	13	木	事務局 夏季休業 8月16日(日)まで	
9	1日～ 30日		秋の防災月間 (国土交通省の防災週間に連動)	各支部単位での活動
10	20	火	臨時理事会 (中間決算報告)	WEB 15:00～17:00
11	7	土	1級エクステリアプランナー 試験日	全国 30 会場程度
	21	土	2級エクステリアプランナー 試験日	全国 30 会場程度
12	25	金	事務局 仕事納め	
1	4	月	事務局 仕事始め	
	20	水	臨時理事会・賛助会会員・賀詞交歓会	東京都 四ツ谷「プラザエフ」
2	16	火	第 33 回理事会(令和9年度事業計画案・予算案承認)	WEB 15:00～17:00
3	31	水	内閣府へ 事業計画・活動予算書 提出期限	令和9年度事業・予算計画

### 【その他】

\*協会内に災害時連絡網を整備する。

災害発生時のアラート連絡網を整備し、現地の状況把握と会員の安否確認を行える体制を整える。

\*業界維持活動として、行政・他団体の会議等に積極的に参加する。

国土交通省・建設業振興基金・建設産業共同訓練協議会・日本建築防災協会・富士教育訓練センター・  
全国建築コンクリートブロック工業会 等

## 【公益法人の運営体制の充実を図るための取組等】

令和7年度、運営体制の充実を図る目的で、協会の自主的・自律的ガバナンスの強化を行ってきた。令和8年度、協会として何を目指していくのかという点を再確認しながら、令和4年度に策定された中期ビジョン【5か年計画】の進捗状況を振り返りつつ、事業計画の骨子とする。それぞれの取組には担当理事を選任、三役1名も加わり、進捗状況を毎月開催される三役会議の場で共有しながら、完了を目指すことになる。

### 【中期ビジョン(計画) 令和4年度～令和9年度】

事業区分	概 要
公益事業	「育成就労」令和9年4月1日に施行される育成就労制度の主たる技能として「エクステリア施工」を追加する（令和7年度より始動・公益事業の安定を図る）
	講習会におけるEラーニングの導入を検討（受講者の増強と公益目的の遂行）
	CCUS エクステリア技能者の増強と、技能レベルアップの推進強化
	地盤調査と協会推奨基準の策定
法人運営	ブロック塀診断士活動の活性化
	支部と本部役員の交流を深めることで、協会の方向性を再確認し、会員の増強につなげる
	定款を中心に規程類の再整備・統廃合を図る